
基本計画

1 施策体系と施策の見方

(1)施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの施策の大綱と22の施策で構成します。

施策の大綱(まちづくりの目標)	施 策
1 子どもや若者の未来が 輝くまちづくり	①安心して子育てができる環境づくり
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり
	③子どもや若者の健全育成
2 健康でいきいきと暮らせる まちづくり	④地域福祉の推進
	⑤健康づくりや医療体制の充実
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進
	⑧社会保障制度の安定的な運営
3 自然と調和した活力のある 快適なまちづくり	⑨快適で魅力ある都市空間の形成
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成
	⑪水とみどり豊かなうおいのある環境づくり
	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出
4 豊かな心と文化を育む まちづくり	⑭生涯学べる環境づくり
	⑮市民文化・歴史文化の振興
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり
5 安全で安心できる まちづくり	⑰防災・防犯対策の強化
	⑱消防・救急体制の強化
	⑲安心できる消費生活の支援

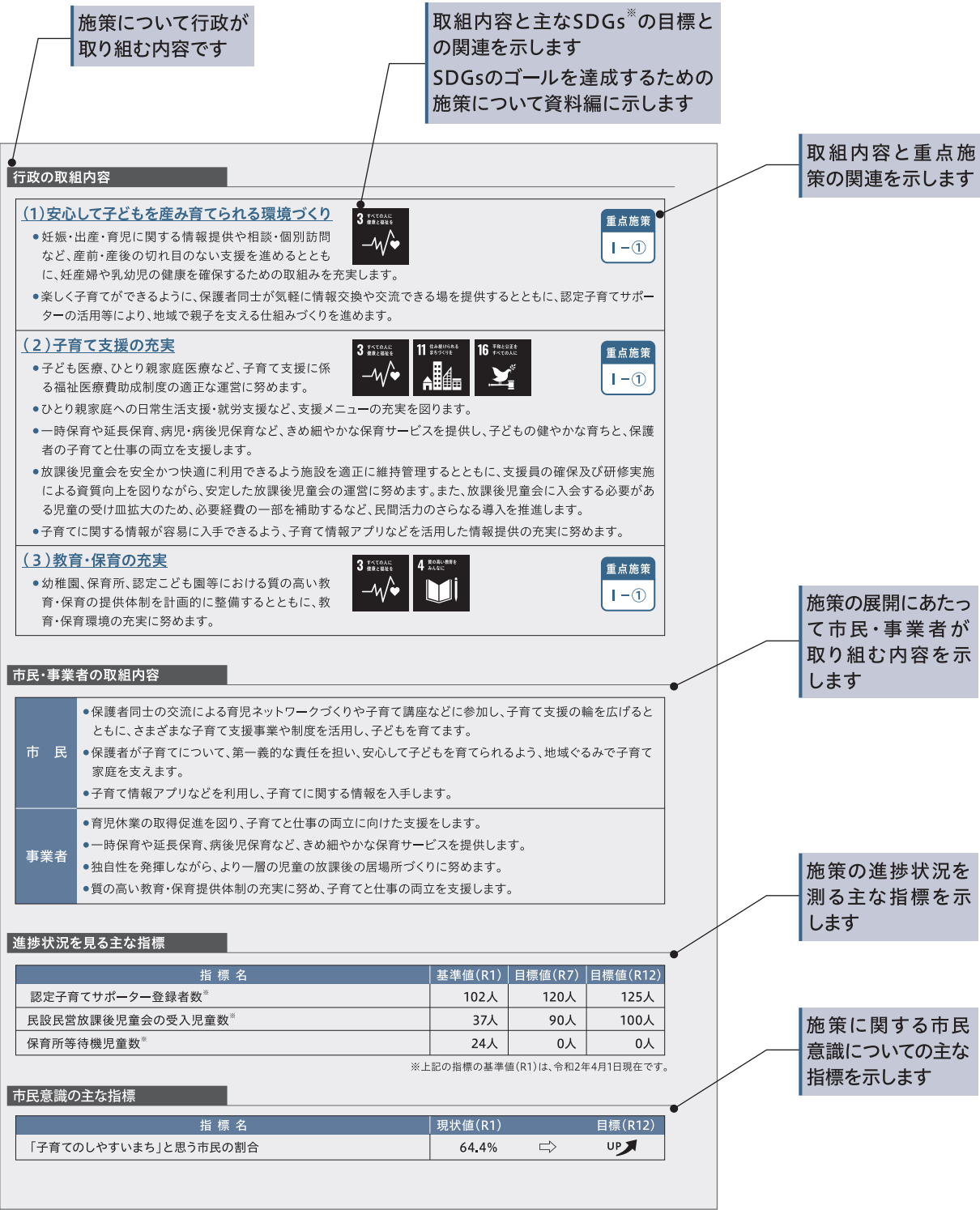
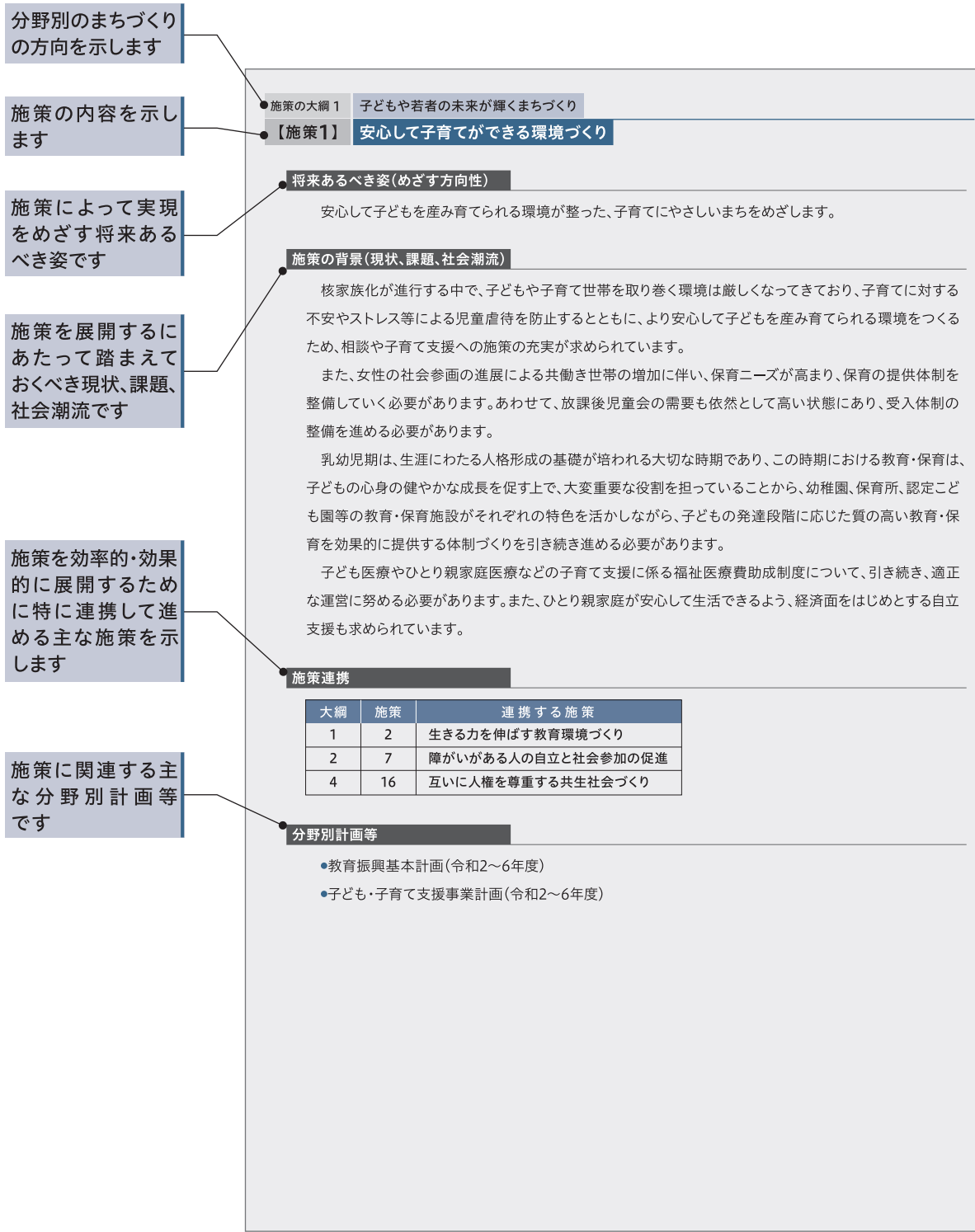


まちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支え

施策の大綱(横断的な目標)	施 策
6 施策の推進に向けて	⑳市民とともにつくる参画と協働のまちづくり
	㉑情報共有と発信の充実
	㉒持続可能な行財政運営

(2)施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。



2 地方創生に向けた取組み

(1)地方創生をめぐる動き

わが国は、平成20年(2008年)をピークとして人口減少局面に入っており、世界に先駆けて日本が直面する人口減少、少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成26年(2014年)9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)が制定され、同年12月27日に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)の策定に努めることとなり、本市においても、平成28年(2016年)3月に、「大阪狭山市総合戦略」を策定し、地方創生を成し遂げるための施策を推進してきました。

その後、国においては、令和元年(2019年)6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」における「第2期に向けての考え方」において、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の下に今後5年間の基本目標や施策を総合戦略に掲げて実行する現行の枠組みを引き続き維持するとともに、新たに「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を追加した第2期総合戦略を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととされました。

地方公共団体においても、各地域の平成26年(2014年)以降の状況変化などを踏まえて、第2期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。

これを受けて大阪狭山市においても、平成28年(2016年)に策定した「大阪狭山市総合戦略」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度(2019年度)に終了することとなりましたが、その計画期間を令和2年度(2020年度)まで1年延長し、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする第2期大阪狭山市総合戦略の取組みについては、本総合計画と一体的に検討することとしました。

(2)重点施策

基本計画に掲げる22の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置づけるとともに、第2期の国の総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2つの視点を掲げることとします。1つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を掲げ、2つ目の横断的視点として、地域における未来技術(Society5.0^{*}の実現に向けた技術)の活用や、持続可能な開発目標(SDGs^{*})の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」を掲げます。

なお、これらは、総合戦略の基本目標及び横断的視点に相当します。

重点施策

【重点施策】 総合戦略基本目標		【重点取組】	【横断的視点】 総合戦略横断的視点	
重点施策 Ⅰ	出産・子育てを支援して 若い世代の定住を促す	①出産・子育ての支援	横断的 視 点 Ⅰ 多様な人材の 活躍を推進する	横断的 視 点 Ⅱ 新しい時代の 流れを力にする
		②教育環境の充実		
重点施策 Ⅱ	安心して 暮らし続けられる 環境を整える	①地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり		
		②誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり		
		③誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり		
重点施策 Ⅲ	まちの魅力を高めて 人を呼び込む	①地域資源を活かしたまちの魅力強化		
		②地域の活力を活かした安心して転入できる環境の整備		
重点施策 Ⅳ	地域経済を活性化して 雇用を確保する	①地域産業の活性化		
		②若者や女性などへの就労支援		
		③地域産業の魅力向上		

総合計画の施策と重点施策の関係（連携する主な施策）

第五次総合計画		重点施策									
		Ⅰ		Ⅱ			Ⅲ		Ⅳ		
【施策の大綱】	【施策】	①	②	①	②	③	①	②	①	②	③
1 子どもや若者の 未来が輝く まちづくり	①安心して子育てができる環境づくり	●									
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり		●								
	③子どもや若者の健全育成									●	
2 健康でいきいきと 暮らせる まちづくり	④地域福祉の推進				●						
	⑤健康づくりや医療体制の充実				●						
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり				●						
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進				●						
	⑧社会保障制度の安定的な運営										
3 自然と調和した 活力のある 快適なまちづくり	⑨快適で魅力ある都市空間の形成					●					
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成					●					
	⑪水とみどり豊かなうおいのある環境づくり	●					●				
	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり										
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出						●		●	●	●
4 豊かな心と文化を 育むまちづくり	⑭生涯学べる環境づくり				●						
	⑮市民文化・歴史文化の振興						●				
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり										
5 安全で安心できる まちづくり	⑰防災・防犯対策の強化			●							
	⑱消防・救急体制の強化										
	⑲安心できる消費生活の支援										
6 施策の推進に 向けて	⑳市民とともに作る参画と協働のまちづくり			●							
	㉑情報共有と発信の充実							●			
	㉒持続可能な行財政運営					●					